

名古屋大学全学同窓会岐阜支部内規（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この内規は、名古屋大学全学同窓会岐阜支部（以下「岐阜支部」という。）の運営方法を定め、名古屋大学全学同窓会本部と協力し、名古屋大学全学同窓会の理念に従った活動を遂行することを目的とする。

第2章 会員、組織、事業、業務分掌

（会員）

第2条 岐阜支部の会員は、以下の者から構成する。

1. 名古屋大学全学同窓会の会員の内、岐阜県に在住あるいは在勤する者。
2. 名古屋大学全学同窓会の会員の内、岐阜県出身者または在勤経験者等。
3. 岐阜支部の活動に賛同し、支部長が承認した者。

（組織）

第3条 岐阜支部には、以下の役員を置く。

1. 支部長 1人
2. 事務局長 1人
3. 会計幹事 1人
4. 幹事 若干人
 - (1) 幹事は、各部局（学科・専攻）同窓会から推薦を受け、岐阜支部幹事会（以下「幹事会」という。）の承認を得るものとする。また、幹事会が独自に幹事を選任することも妨げない。
5. 監事 1名

（顧問）

第4条 支部長を補佐し意見具申できる顧問を置くことが出来る。顧問は幹事会の承認を得て、支部長が委嘱する。

（役員任期）

第5条 役員任期は、原則2年とし再任を拒まない。

（支部長・事務局長および幹事会の役割）

第6条 1. 支部長は、支部を代表し会務を総理する。
2. 事務局長は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。
3. 幹事会は、岐阜支部の重要事項について協議する。

(事業)

第7条 支部は以下の事業をする。

1. 原則として年に1回の支部総会・情報交換会を開催する。
2. 全学同窓会の設立理念に沿ったその他の事業を行うことができる。

第3章 予算および会計

(事業年度)

第8条 岐阜支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第9条 事務局長は各事業年度開始までに岐阜支部の収入および支出予算を策定し、幹事会の承認を得なければならない。

(経理および会計処理)

第10条 岐阜支部に関する全ての収入、支出、資産の受入や処分については、一般に公正妥当とされる会計基準により、適正に処理されなければならない。

(会計責任者・会計主務者・会計幹事)

第11条 岐阜支部の会計責任者は支部長とし、会計主務者は事務局長とする。

- 2 事務局に会計幹事1名を配置する。
- 3 会計幹事は、岐阜支部に関する全ての会計処理を行い、会計責任者および会計主務者を補佐する。

第4章 幹事会

(幹事会の役割)

第12条 幹事会は、支部長、事務局長、幹事および監事により構成される。なお、必要に応じて本部の代表幹事を加えることができる。

- 2 支部長の選・解任は、幹事会の議を経て支部総会により行う。
- 3 事務局長の選・解任は、幹事会により行う。
- 4 会計幹事の選・解任は、幹事会により行う。

(議長)

第13条 幹事会の議長は、事務局長とする。

(幹事会の開催)

第14条 幹事会は、必要に応じて支部長または事務局長が招集する。

- 2 幹事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって決議を有効とする。

(議事録の作成)

第 15 条 幹事会の開催に際しては必ず議事録を作成し、次回の幹事会で確認し記録を保存しなければならない。

2 作成した議事録は、幹事会において速やかに公開しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務所の所在地)

第 16 条 事務局の事務所は、事務局長の組織内におき、「名古屋大学全学同窓会岐阜支部」と称する。

第 6 章 活動費

(無給の原則)

第 17 条 役員は、無給とする。

2 前項に関わらず、岐阜支部活動に必要な交通費や食費、宿泊費等活動必要経費の一部を可能な範囲内で支弁することを妨げない。

(事業に必要な経費等)

第 18 条 事業に関わる必要な資材を自ら調達する場合、その必要な経費や使用料などを、活動事業費とすることができる。この場合、当該事業に関わる担当者に予め届け、担当者は事務局長の事前承認を得て、会計幹事にその旨を報告しなければならない。

第 7 章 会費 及び 寄付

第 19 条 岐阜支部の会費は、徴収しないものとする。

2 岐阜支部への個人および団体からの寄付を受けることができる。

第 8 章 内規の制定と改廃

(内規の改廃)

第 20 条 この内規の改廃は、幹事会の議を経て支部総会で承認するものとする。

<附則>

この内規は、2019年6月29日より実施する。